

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 3 年 6 月 14 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(B) (海外学術調査)

研究期間：2017～2020

課題番号：17H04544

研究課題名(和文) NATOにおける人道的介入の論理—その思想・理論・現実—

研究課題名(英文) NATO and Humanitarian Intervention; Thought, Theory and Reality

研究代表者

福富 満久 (FUKUTOMI, Mitsuhsa)

一橋大学・大学院社会学研究科・教授

研究者番号：90636557

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 8,200,000円

研究成果の概要(和文)：NATOは、第2次世界大戦後にソビエト連邦との冷戦が激しさを増す中で、米国が主導して1949年4月、北大西洋条約締結により誕生した同盟機構である。NATOが本格的に中東に関与するようになったのは、2001年9.11米同時多発テロの後である。米国は、個別的・集団的自衛権を行使するとしてアフガニスタンに対し、軍事行動「不朽の自由作戦」を行ったが、1949年の創設後初めて北大西洋条約第5条の集団防衛条項を発動した事例となった。以降、リビアでも軍事介入を行った。積極的ともとれる軍事介入の背景には、冷戦が崩壊して「保護する責任」という新しい概念が誕生したことも大きい。

研究成果の学術的意義や社会的意義

冷戦終結後、NATOはどのような思想から人道的介入や武力行使を行ってきたのだろうか。加盟国の拡大はロシアとの軋轢を生んだが、米国をはじめとする主要加盟国はどのようなリーダーシップをとってきたのか。また米国はNATOにおいてどの程度、影響力を行使してきたのか。二度の大戦の舞台となった過去から不戦と人権概念を発展させてきた欧州の論理がどのように人道的介入政策に反映されてきたのか、または反映されてこなかったのか、これらの疑問について明らかにできたことは学術的意義があると思う。

研究成果の概要(英文)：The North Atlantic Treaty Organization (NATO) is an intergovernmental military alliance between 30 European and North American countries. One of the most difficult issues is deciding when the United States (US) and allies should exercise military force in foreign policy, even for humanitarian intervention. When is it justified to use military force? After the end of the Cold War, it also authorized "all necessary measures" to "protect civilians." The September 11 attacks in the United States caused NATO to invoke Article 5 of the NATO Charter for the first time in the organization's history. In 2011, NATO intervenes the threat of attack in Libya under responsibility to protect. No studies have been conducted on military intervention to comprehensively investigate the gap between logic and reality. This project sought to make a modest contribution to this complex issue by looking at the evolution of international intervention after the end of the Cold War.

研究分野：国際政治

キーワード：NATO 軍事介入 集団的自衛権 安全保障 保護する責任

1. 研究開始当初の背景

北大西洋条約機構 (NATO) は、第 2 次世界大戦後にソビエト連邦との冷戦が激しさを増す中で、米国が主導して 1949 年 4 月、北大西洋条約締結により誕生した同盟機構である。これまで NATO に関する先行研究では、冷戦時代の米ソ対立の中での対共産主義を軸にした歴史的側面からの組織形成に関する法的分析や安全保障における機能分析が主であった。

そこでの議論を総括すれば、米国はソ連の影響力を抑えるべく基本的には多国間主義を尊重し、国連安保理と NATO の枠組みを重要視してきたこと、武力介入に至っては、冷戦時代、ソ連の顔色をうかがって自制してきたことなどが議論されてきた。

だが、1989 年のマルタ会談で冷戦が終焉すると、続く東欧の動乱と 1991 年のソ連崩壊により NATO は大きな転機を迎え、新たな存在意義を模索する必要性に迫られた。そのため 1991 年に「新戦略概念」を策定し、脅威対象として周辺地域における紛争を挙げ、域外地域における紛争予防および危機管理 (非 5 条任務) に重点を移した。

国連憲章では、第 2 条 4 項において、すべての加盟国は、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対して慎まなければならないと規定されている。他方、第 7 章において、加盟国に許される武力行使は、個別のおよび集団的自衛権にもとづく場合に限り、安全保障理事会による軍事的強制措置が認められている。

冷戦終結後、NATO はこの第 7 章に保障された軍事的強制措置の実行主体として、多くの紛争に介入してきた。

1992 年に勃発したボスニア・ヘルツェゴビナにおける内戦では、1995 年より軍事的な介入と国際連合による停戦監視に参加した。続いて 1999 年のコソボ紛争ではセルビアに対し、NATO 初の軍事行動となった制裁空爆を行った。

対テロ戦争においても、NATO の存在感は増した。2001 年 9 月 11 日に発生したアメリカ同時多発テロ事件に対しては、10 月 2 日に北大西洋条約第 5 条を発動し、共同組織としては行動しなかったものの、アフガニスタン攻撃 (アフガン侵攻、イスラム武装勢力タリバンをアフガン政府から追放した作戦) やアメリカ本土防空、領空通過許可等の支援を実施した。

また、2003 年のイラク戦では、フランス・ドイツが強硬に反対したために足並みは乱れたものの、2005 年にはアフガニスタンでの軍事行動に関する権限の一部が、イラク戦争で疲弊した米軍から NATO に移譲され、NATO 軍は初の地上軍による作戦を実行するに至った。2006 年 7 月にはアフガニスタンの権限を全て委譲され、NATO 以外を含める「多国籍軍」を率いることとなった。

そのような中、中東民主化運動「アラブの春」によりリビアのカダフィ政権が崩壊、内戦となった。リビア内戦では、「保護する責任」という見地から 2011 年 3 月安保理決議で飛行禁止命令の遵守を実施するために必要なあらゆる措置をとる権限が加盟国に付与され、NATO 諸国によって対リビア武力行使がなされた。

ところがシリア内戦に至っては、化学兵器が使用され人道的危機が懸念されているにもかかわらず、安保理決議はなされず、NATO 加盟国など主要国による介入も見送られた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、米国と北大西洋条約機構 (NATO) 加盟国が冷戦後の国際政治において紛争をどのように解決しようとしてきたのか、その背景にはどのような思想があり、論理があり、そして介入に際し現実はどうなったのか、についてこれまで NATO 加盟国の中で介入に積極的な役割を果たしてきた英国、フランス、米国を中心に明らかにすることであった。

前述したように、NATO は大規模な紛争において国連から権限を委譲され、介入する実行体となっている。リビア内戦では人道的介入がなされたが、シリア内戦に至っては、化学兵器が使用され人道的危機が懸念されているにもかかわらず、安保理決議はなされず、NATO 加盟国など主要国による介入も見送られている。実際に介入する行為と国連憲章が唱える国際法上の理想と現実には大きな乖離がある。なぜこのような乖離が生まれているのか。以上の疑問について明らかにすることで思想・理論・現実接近することにした。

3. 研究の方法

まず、冷戦終結後の米国の軍事介入に関する研究成果をふまえた上で NATO と米国の内部対立を立証するための先行研究を整理した。冷戦以降、人道的介入の適用が、どのような紆余曲折を経て今のような恣意的適用がなされているのかについての包括的研究はなく、また NATO の近年における内部分裂的な政策の違いについての分析はなかった。先行研究では、NATO が介入したユーゴスラビアについての論文が松井 芳郎「NATO によるユーゴ空爆と国際法 (焦点「人道的介入」の争点)」国際問題 (493), 33-47 (2001 年 4 月)、定形 衛「コソヴォの NATO 空爆と人道的介入」名古屋大学法政論集 202, 353-386 (2004 年 5 月) などあるものの、法的に人道的介入がどのようになされたのかについて扱った研究であり、軍事介入において NATO の軍事介入の恣意性についての包括的な研究はなされていなかった。

なぜ、リビアは介入されてシリアは介入されないのだろうか。そもそも国連は 2001 年「干渉と国家主権に関する国際委員会」で「国家主権とは、責任を意味し、国民を保護する主要な責任はその国家自体にある。内戦、暴動、抑圧あるいは国家破綻の結果として甚大な迫

害を受け、かつ問題の国家がその迫害をやめさせる意思もしくは能力がない場合、保護する国際的責任が内政不干渉に優先する」とした「保護する責任」を確認したのではなかったか。

そこで改めて、冷戦終結後、NATO はどのような思想から人道的介入や武力行使を行ってきたのか、特に英国、フランスはどのようなリーダーシップをとってきたのか。また米国は NATO においてどの程度、影響力を行使してきたのか。二度の大戦の舞台となった過去から不戦と人権概念を発展させてきた欧州の論理がどのように人道的介入政策に反映されてきたのか、または反映されてこなかったのか、これらの疑問について NATO が軍事介入したリビアと、しなかったシリアについて比較考察を行った。

4. 研究成果

研究代表者は、単著『Gゼロ時代のエネルギー地政学 シェール革命と米国の新秩序構想』（岩波書店、2014年11月発刊）や、単著『国際平和論』（岩波書店テキストブックス、2014年9月）また、論文「リビアで何が起きているのか」『海外事情』第64巻第9号、p.46-62、拓殖大学海外事情研究所、2016.9、「『軍事介入の論理』M. ウォルツァーとM. イグナティエフ シリア問題に寄せて」『一橋社会科学』第5巻第号、p.29-46、一橋大学大学院社会学研究科、2013.8、「植民地、資源、内戦 アルジェリア、リビア、そしてシリア」『海外事情』第61巻第7・8号、p.77-95、拓殖大学海外事情研究所、2013.7、「リビア内戦と『保護する責任』 コンストラクティヴィズムの射程と軍事介入」『国際問題』通巻605号、p.29-37、日本国際問題研究所、2011.10などで、国連安保理による決議ならびに NATO による軍事介入を扱い、リビア介入の正当性と、シリアには介入されない恣意性とその余波について明らかにしてきた。

問題は国連決議を経ないで集団的自衛権を行使して人道的介入を実行することができる以上（実際ユーゴスラビアにおける介入は国連決議を経ないまま実行した）リビアには介入してシリアにはなぜ介入しなかったのか、依然として疑問が残るという点であった。NATO 加盟国のトルコはシリアと国境を接しており、治安の安定が喫緊の課題である。なぜ介入しなかったのか。

結局明らかになったのは、NATO は二方向の対応を迫られていることによる、意思の統制の乱れが、政策の一貫性のなさに表れているということであった。二方向の対応とは、先に挙げた周辺地域の安定と、ロシアへの対応である。

2000年代後半に入り、アメリカが推進する東欧ミサイル防衛問題や、ロシアの隣国であるジョージア、ウクライナが NATO 加盟を目指していることに対し、経済が復興してプーチン政権下で大国の復権を謳っていたロシアは強い反発を示すようになった。2008年8月にはグルジア紛争が勃発、NATO 諸国とロシアの関係は険悪化し、「新冷戦」と呼ばれるようになった。その影響が大きかった。

ロシアはウクライナ、ジョージアの NATO 加盟を断固として阻止する構えを見せており、ロシアのウラジーミル・プーチン首相は、もし2008年の NATO-ロシアサミットでウクライナが NATO に加盟する場合、ロシアはウクライナ東部（ロシア人住民が多い）とクリミア半島を併合するためにウクライナと戦争をする用意があると公然と述べた。そして、プーチン首相の言葉通りウクライナにおいて親欧米政権が誕生したのを機に、クリミア半島及びウクライナ東部でロシアが軍事介入をした。シリアはロシアにとって重要なパートナーであったことも、NATO が軍事介入に二の足を踏んだ理由だった。

9.11 米同時多発テロ後、2003年12月にテロリストの温床になるとしてサダム・フセイン大統領率いるイラクに軍事侵攻したが、フランス・ドイツは反対して参加しなかった。NATO は、世界最強の軍事同盟といわれるが、ロシアとの新冷戦の一方、IS など国境なきテロリストとの対応にも追われていた。

著名な冷戦史家で『長い平和』を著したジョン・L. ギャディスは、米国はこれまで大国としての説明責任を果たし、先制攻撃をやらす、必ず多国間主義で問題解決を図ってきたと述べた。だが、人権的介入として米軍が介入したソマリアや2003年のイラク侵攻では、米国の軍事介入に至った背景と現実を見ると必ずしも多国間主義でなされたものではない。米国が NATO と組まないで英国と組み軍事介入したことは、NATO の組織としての有効性と脆弱性を示すものであり、組織としての正当性が揺らいでしまった。そうした米国の単独行動が実際フランスやドイツがイラク侵攻に反対した理由となった。アフガニスタンでは、イラク戦争で疲弊した米軍に代わり、英国が最大の4000名の兵士を拠出しているが、加盟各国ともに拠出兵力に限界があったことも大きかった。こうした加盟国の内部分裂とアフガンでの疲弊により、NATO は新たな国際戦略の練り直しの必要性に迫られたのであった。

その意味で、中東民主化運動「アラブの春」が2011年に起きてからも NATO は地域の安定のために貢献しようと「保護する責任」から模索した。だが、結局 NATO はリビアには介入できても、ロシアと中国がシリアを支援していたためシリアには軍事介入できなかった。ロシアと中国がシリア介入の反対に回った背景には、ロシアにとってシリアは、重要な武器輸出国であり、軍事戦略上重要拠点であるからであった。シリアの港湾都市タルトゥースには地中海で唯一の補給基地があり、空母艦隊を実戦配備している。もし「同盟国」シリアを失うことにでもなれば、関係の深かったリビアを「アラブの春」で失ったロシアにとって、地中海での影響力を完全に失うこととなる。中国については、「内政不干渉の原則」という問題が自国の内政と密接に絡んでいる問題であったからだ。

当時中国は、チベットの独立問題で、頭を悩ませていた。2009年から軍事介入の是非が

話し合われた 2015 年まで少なくとも 100 名以上がチベットの自由を訴えて焼身自殺を図っていた。民主化要求・分離独立問題は、同国にとって国の根幹に関わる最重要問題である。民主化要求を簡単に飲むことになれば、国内外の分離独立派を活気づかせる契機となる。両国の思惑はこのように交錯していた。

こうした外的要因以外にシリアとリビア両国の運命を分かち鍵となる内的要因は大きく分けて 4 つあった。政府によって大規模かつ組織的な残虐行為が繰り返し行われているかどうか、反政府勢力が一枚岩となったかどうか、その地理上の位置、石油資源の存在の有無、犠牲者数と国際世論の反応である。

リビアの場合は、早くから国民評議会という受け皿ができたという側面があった。しかし、シリアでは、そうした反体制勢力が組織できなかった。2月24日、チュニスで開催された「シリアの友人」会合で、日本を含む米英仏、親米アラブ諸国などの有志国は、反体制派の代表として「シリア国民評議会」を承認すると発表したものの、明確な前線がなく、多くの都市で市街地戦となっているのが現状であった。

さらにシリアの一般市民にとって悲劇的なのは、アサド政権が崩壊した場合、政権を担う受け皿がないと危惧されていることである。シリアでは、人口の 16% 程度を占めるに過ぎないアラウィ派と呼ばれる少数派がバース党、政府機関、軍、国営企業の実効支配をしていて、定期的に選挙は行われているものの、事実上バース党の一党支配体制が続いてきた。リビアのようにカダフィの側近を排除したとしても、シリアの場合、ハーフェズ時代からの古参の参謀や軍が台頭する可能性があり、これが国連安保理の武力介入という選択肢を封じていた。

地中海のすぐ真下であるリビアの政情不安には、欧州が特に危機感を覚えたという点も大きかった。リビアの隣国チュニジア、エジプトは民主化をすでに終えており、武力介入が行われたとしても難民の流入は地中海といういわば厚い水の壁が堰き止めてくれる。他方、シリアは地域の中心として地政学上重要な国となっており、北にトルコ、東にイラク、南にヨルダン、西にレバノン、南西にイスラエルと国境を接し、これらすべて米国の戦略上の友好国である。米国には、ここにアフガニスタンのような「権力の空白地帯」が再び生まれることを避けたいとの思惑があった。

リビアとシリアを分かち点は、リビアには石油があり、シリアには石油がないということもある。リビアの石油利権は、Eni（イタリア）、BP（英国）、シェル（オランダ・英国）、Total（フランス）と伝統的に欧州企業に握られており、特にイタリアが、リビアを過去に植民地とした歴史的経緯や地理的近接さもあって重要な鉱区権益を手中に収めていた。それまでリビアでの権益が少なかったフランスと英国は、共同して真っ先にリビア入りして、反体制派とのパイプを構築して権益を新政府との間で譲り受けるために動いた。

ロシアと中国が最終的にリビアに軍事介入に首を縦に振ったのは、犠牲者数による。リビアでは、内戦から約半年の間に 25,000 名の死者数が出ていたと報じられるほど激しい戦闘となった。他方シリアでは、半年間でそれほど大量の犠牲者は出していなかった。リビアでの急激な犠牲者数の増加は、国際世論に強く訴えかけ、国連を動かしたと類推できる。一方、リビアに比べてゆっくりとしたシリアの惨劇には、大きな反応を起こすには至らなかった。

研究代表者は、第 2 次大戦以降最大の人道的危機が発生しているシリアへの軍事介入を、近年国連で議論されてきた「保護する責任」に照らした上で、軍事介入の 3 要件（甚だしい人権侵害が起きている 周辺地域の安定・安全を確保する 平和的解決手段がつかない）を満たしており、正当だと主張してきた。だが、現行の国際「法」では、安保理決議があること、個別的・集団的自衛権を行使すること以外は違法となる。

国連憲章は事実上、常任理事国の 5 大国によって恣意的に「運用」されている国際「私」法ではない。「法」という名の「大国の論理」が適用されているだけである。国際法学者が安保理決議があること、個別的・集団的自衛権を行使することが国際法で合法だというのであれば、差し迫った人道的危機に対して拒否権を握る 5 大国の恣意的な行動を縛るための法制度整備を急ぐ必要がある。今のままでは、今後も憎しみがテロという形態となって欧州と米国へ向けて実行されてゆくだろう。そうなればポピュリズム（大衆迎合主義）とムスリムへの差別・排斥運動が欧米諸国でさらに力を増してゆくことになる。

軍事介入についてこのように米国と NATO 加盟国の思想の違いから、その論理と現実についての乖離を包括的にあぶりだした本研究は、国際政治学、歴史学、安全保障、国際機構論、国際平和論、国際正義論の各分野に貢献できると考えている。また、本研究は、軍事介入の恣意性の解明にとどまらず、介入するための出口戦略も提言できると考えていたが、これについては次の課題にしたい。軍事介入は、どのようにしたら撤退できるか、ということが確立されておらず、すべてが手探りの状態である。イラクは、軍事介入され、米軍が駐留したものの治安が安定せず、IS を生む結果となった。他方でユーゴスラビア紛争では介入が問題はあるものの結果として平和を導き、評価されている。引き続き、こうした問題について研究を続けていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 Mitsuhisa FUKUTOMI	4. 巻 -
2. 論文標題 Could humanitarian intervention fuel the conflict instead of ending it ?	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 International Politics	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1. 著者名 福富満久	4. 巻 4603
2. 論文標題 トランプの危険なイラン挑発 中東で米露の代理戦争リスク	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 エコノミスト	6. 最初と最後の頁 80-81
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 福富満久	4. 巻 -
2. 論文標題 経済教室 米イラン対立の行方 無秩序地域拡大、米の重荷に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本経済新聞	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 福富満久	4. 巻 4638
2. 論文標題 基礎からわかる米国の中東関与 4ステップ	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 エコノミスト	6. 最初と最後の頁 32-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 福富満久	4. 巻 13
2. 論文標題 「軍事介入の論理」NATOと中東 欧州の外と内にある敵	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日仏政治研究	6. 最初と最後の頁 29-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 福富満久	4. 巻 42
2. 論文標題 英国の中東新戦略「The Middle East : Time for New Realism」とは何か	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 中東協力センターニュース	6. 最初と最後の頁 21-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件 (うち招待講演 8件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 福富満久
2. 発表標題 米バイデン新政権と中東の地政学的展望
3. 学会等名 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 中東専門家向けセミナー (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 福富満久
2. 発表標題 マクロン大統領と中東政策 マクロン政権の1年を検証する
3. 学会等名 日仏政治学会 (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 福富満久
2. 発表標題 環地中海地域としての中東
3. 学会等名 第一回中東講演会JICA（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 福富満久
2. 発表標題 米中2極構造下での資源エネルギー環境の変化と地政学リスクへの対応
3. 学会等名 平成29年度第2回エマージング市場委員会 日本機械輸出組合（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 福富満久
2. 発表標題 世界で何が起きているのか テロリズム・シリア内戦・民主主義
3. 学会等名 平成29年度茨城県弘道館アカデミー県民大学後期講座、茨城県鹿行生涯学習センター・茨城県女性プラザ（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 福富満久
2. 発表標題 世界で何が起きているのか 米国の覇権と中国の台頭
3. 学会等名 平成29年度茨城県弘道館アカデミー県民大学後期講座、茨城県鹿行生涯学習センター・茨城県女性プラザ（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 福富満久
2. 発表標題 世界で何が起きているのか 国際政治と理想、制度、構造
3. 学会等名 平成29年度茨城県弘道館アカデミー県民大学後期講座、茨城県鹿行生涯学習センター・茨城県女性プラザ（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 福富満久
2. 発表標題 これからの中東情勢と展望
3. 学会等名 名古屋経済倶楽部講演（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 福富満久	4. 発行年 2018年
2. 出版社 東洋経済新報社	5. 総ページ数 350
3. 書名 戦火の欧州・中東関係史 収奪と報復の200年	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関